

社会保障審議会 介護保険部会（第62回）	参考資料 2 - 4
平成28年 8月31日	

ニーズに応じたサービス内容の見直し
（ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現 ）
（ 参考資料 ）

～ 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

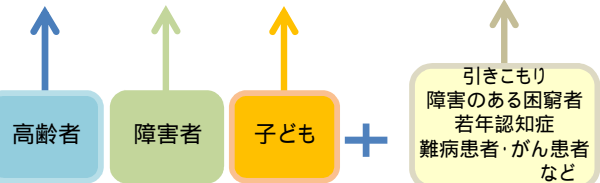
平成27年9月17日
新たな福祉サービスのシステム等のあり
方検討プロジェクトチーム・幹事会資料

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、
支援調整の組み立て + 資源開発



地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 〕による対応

地域をフィールドに、
保健福祉と雇用や
農業、教育など
異分野とも連携

誰もがその
ニーズに
合った支援
を受けられ
る地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等

1を通じた総合的な支援の提供

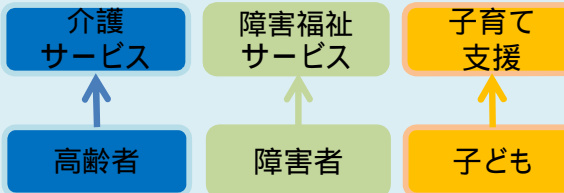
サービス提供の
ほか地域づくりの
拠点としても活用

背景・課題

福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野
横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や
人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

1を可能とするコーディネート人材の育成
福祉分野横断的な研修の実施
人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について

第1回 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成28年7月15日） 資料1（抄）

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について

1. 趣旨

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになっている。この点に関し、生活困窮者に対する包括的な支援を謳った生活困窮者支援法も、新たな縦割りの制度に陥っていないか、十分に検証が必要である。

また、今後は、地方圏・中山間地域を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来通りの縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想される。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」のこととして主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

これらの具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」（以下「実現本部」という。）を設置する。「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行う。

下線は事務局が付した

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化
- 等

“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)
- ・専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)
- 等

- ・地域共生社会の理念の共有化
- ・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第2章 成長と分配の好循環の実現

（6）障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

下線は事務局が付した

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

□ 生涯健康で自立し、役割を持てる社会を、社会全体で実現する。

生涯にわたる健康づくり・予防対策の推進

保険者のリーダーシップの確立、データヘルスの全国展開

ICT・ビッグデータ活用、保険者機能の強化・連携等によりデータヘルスを強力に推進

医療関係者やデータ分析を行う民間企業との連携強化により保険者機能を支援

保険者インセンティブ改革

医療のICT化の推進(生涯を通じた医療データ蓄積に向け基盤整備・次世代医療ICTプラットフォーム構築)

高齢期の疾病予防・介護予防等の推進(フレイル等の総合対策、認知症施策の総合的な推進等)

□ 相互に支え合い、子ども・高齢者・障害者などの多様な活躍の場のある社会を、社会全体で実現する。

暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」へのパラダイムシフト

「支え手」「受け手」に分かれた社会から、**ともに創る「地域共生社会」**へ

あらゆる住民が、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成。
福祉サービスと協働して子育てなどを支援。

「タテワリ」から**「まるごと」**へ

対象者ごとに整備されている福祉サービスの一体的な提供の推進。

【具体的な対応】

施設・人員基準や報酬体系の見直し、担い手の**資格や養成課程の見直し**を検討。

地域課題の把握や解決の支援体制(コーディネート機能など)を構築。

包括的な相談支援体制や地域における一体的なサービス提供を支援するための制度を創設。

目指すべき
将来像

子どもから高齢者に至る生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速。
医療・介護の保険者がその機能及び体制を強化し、国、自治体、民間とともに生涯現役社会の実現に向けて機能を発揮

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、いつまでも、その人らしく家庭・職場・地域で活躍し、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現

暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」

平成28年4月26日
一億総活躍国民会議
提出資料

【地域共生社会の好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、**健全な成長**に効果。

高齢者

子育て支援などで**役割**を持つことが、**予防**に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、**自立・自己実現**に効果。

地域の実践例：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



地域の実践例：「おじゃまる広場」など（三重県名張市）

- 名張市では、子ども・高齢者・障害者の誰もが活躍できる場を作り出し、好循環を生み出す仕組みを構築。
- 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。（「おじゃまる広場」、「子ども支援センター」など）
- このほか、「まちの保健室」は、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口、地域づくりと地域福祉の総合的拠点として機能。



「つつじおじゃまる広場」の光景：高齢者がボランティアとして、子育て支援・親子の孤立防止に活躍

「子ども支援センターかがやき」では、高齢者や障害者が子育て家庭の支援で活躍



地域の実践例：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点（喫茶店）
- 高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場に



介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- 地域の日常的な世代間交流スペース



特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点（レストラン）
- 高齢者の就労拠点（農園）
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参画型）



認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
 保育士 約6割（2015年度・推計）
 介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力の強化 / 福祉サービスの一体的提供 / 総合的な相談支援体制づくり	福祉サービスの一体的な提供について運用上の対応が可能な事項のガイドラインを整備	設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討	検討結果を踏まえた対応を実施									2020年～2025年を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し	各資格の履修内容に関する研究 介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討 福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除について検討	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論	資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施	単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施									
													業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、
制度横断的な支援を実施

多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、
児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

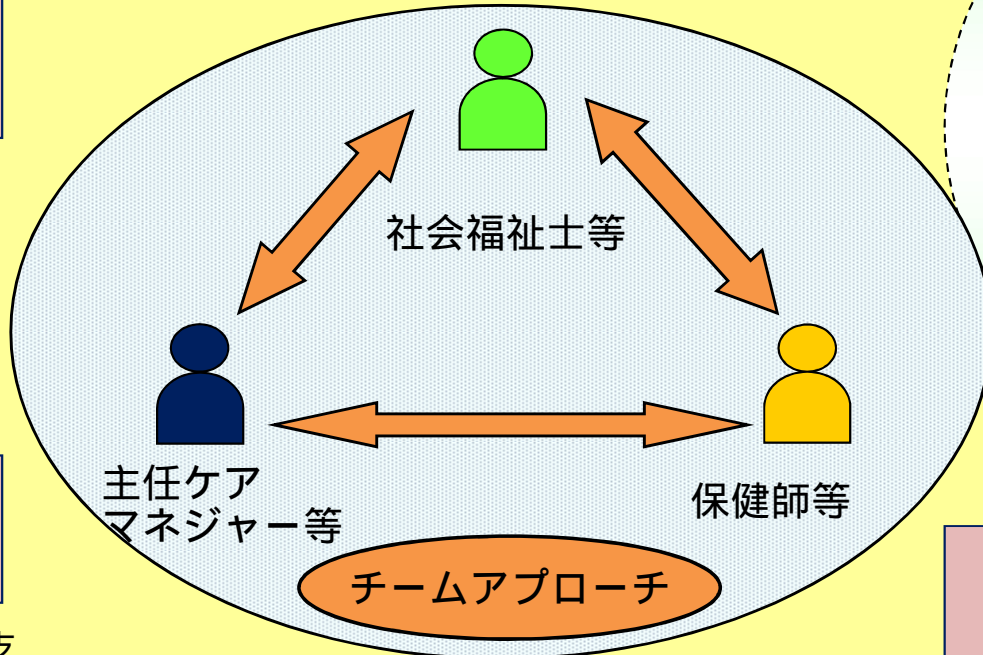
介護離職防止相談

権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、
高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など
(総合事業または二次予防事業)

全国で4,685か所。
(ブランチ等を含め7,268か所)

平成27年4月末現在。全ての市町村に設置
→日常生活圏域への設置を推進

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
地域に不足するサービスの創出 サービスの担い手の養成 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	関係者間の情報共有 サービス提供主体間の連携の体制づくり など	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

- これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

総合事業・包括的支援事業(社会保障充実分)の実施状況について

平成28年1月4日現在の集計結果

	介護予防・日常生活支援総合事業		生活支援体制整備事業		在宅医療・介護連携推進事業		認知症総合支援事業			
	保険者数	実施率 (累積)	保険者数	実施率 (累積)	保険者数	実施率 (累積)	認知症初期集中支援推進事業		認知症地域支援・ケア向上事業	
							保険者	実施率 (累積)	保険者	実施率 (累積)
平成27年度中	283	(17.9%)	744	(47.1%)	897	(56.8%)	302	(19.1%)	740	(46.9%)
平成28年度中	311	(37.6%)	346	(69.0%)	216	(70.5%)	323	(39.6%)	252	(62.8%)
うち 平成28年4月	222	(32.0%)	233	(61.9%)	171	(67.6%)	147	(28.4%)	154	(56.6%)
平成29年4月 (総合事業) 平成29年度以降 (総合事業以外)	953	(98.0%)	411	(95.1%)	378	(94.4%)	779	(88.9%)	485	(93.5%)
実施時期未定	32	-	78	-	88	-	175	-	102	-
合計	1,579		1,579		1,579		1,579		1,579	

介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

第115条の46 (略)

- 7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)(抄)

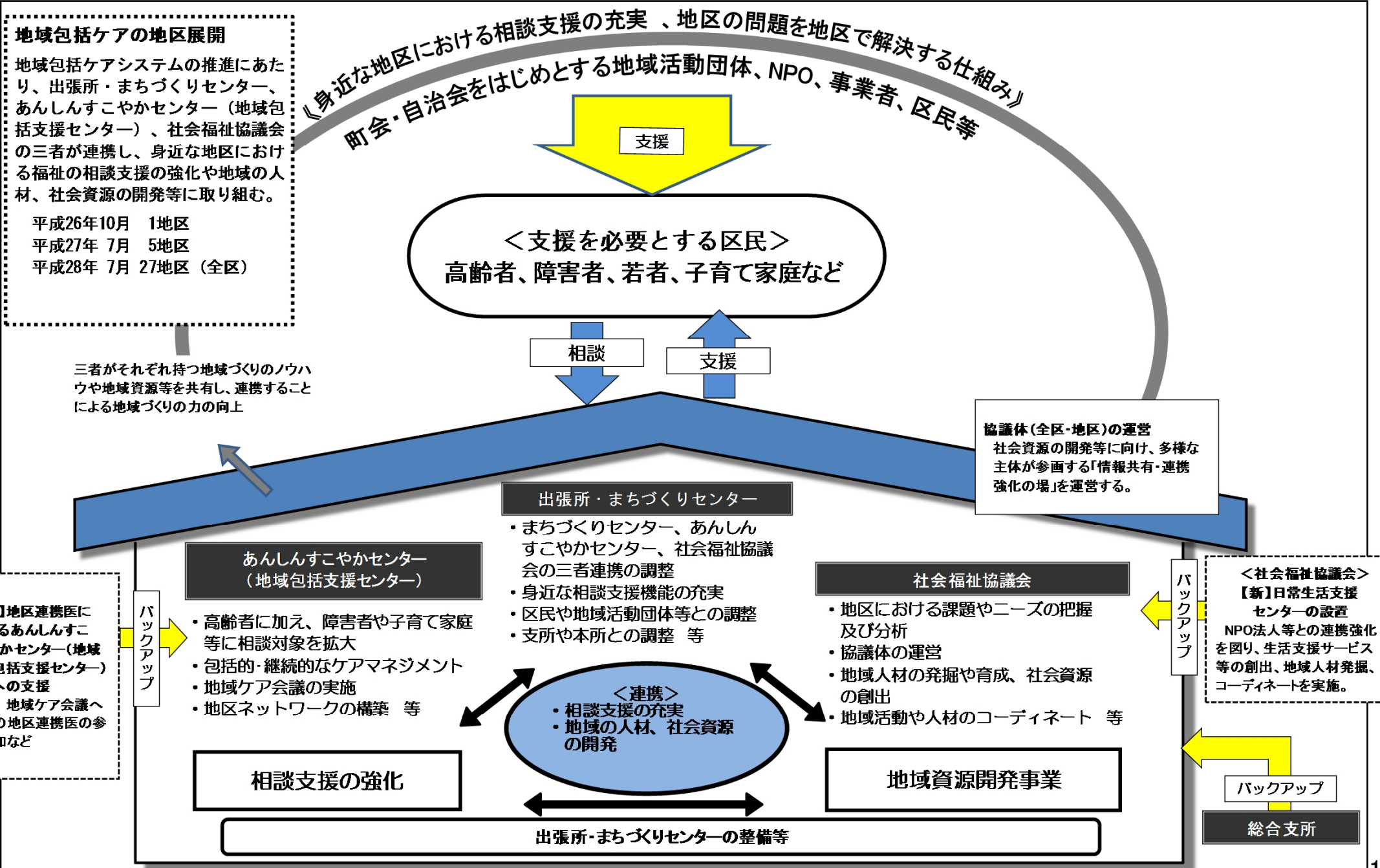
第1 総合事業の実施に関する総則的な事項

2 背景及び基本的な考え方

(6) 共生社会の推進

住民主体の支援等を実施するに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりを心がけることが重要である。

地域包括ケアの地区展開のイメージ図



「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

参考

平成28年度予算額：500,000千円

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要なとされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、

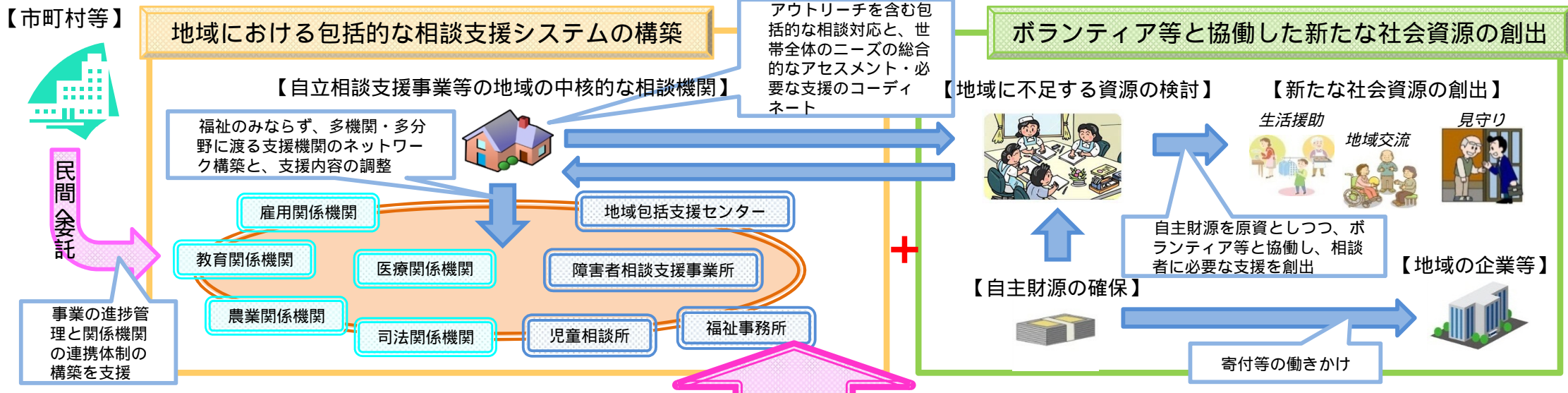
相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、

多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、

地域に不足する社会資源の創出を図る。



「制度の狭間」の課題

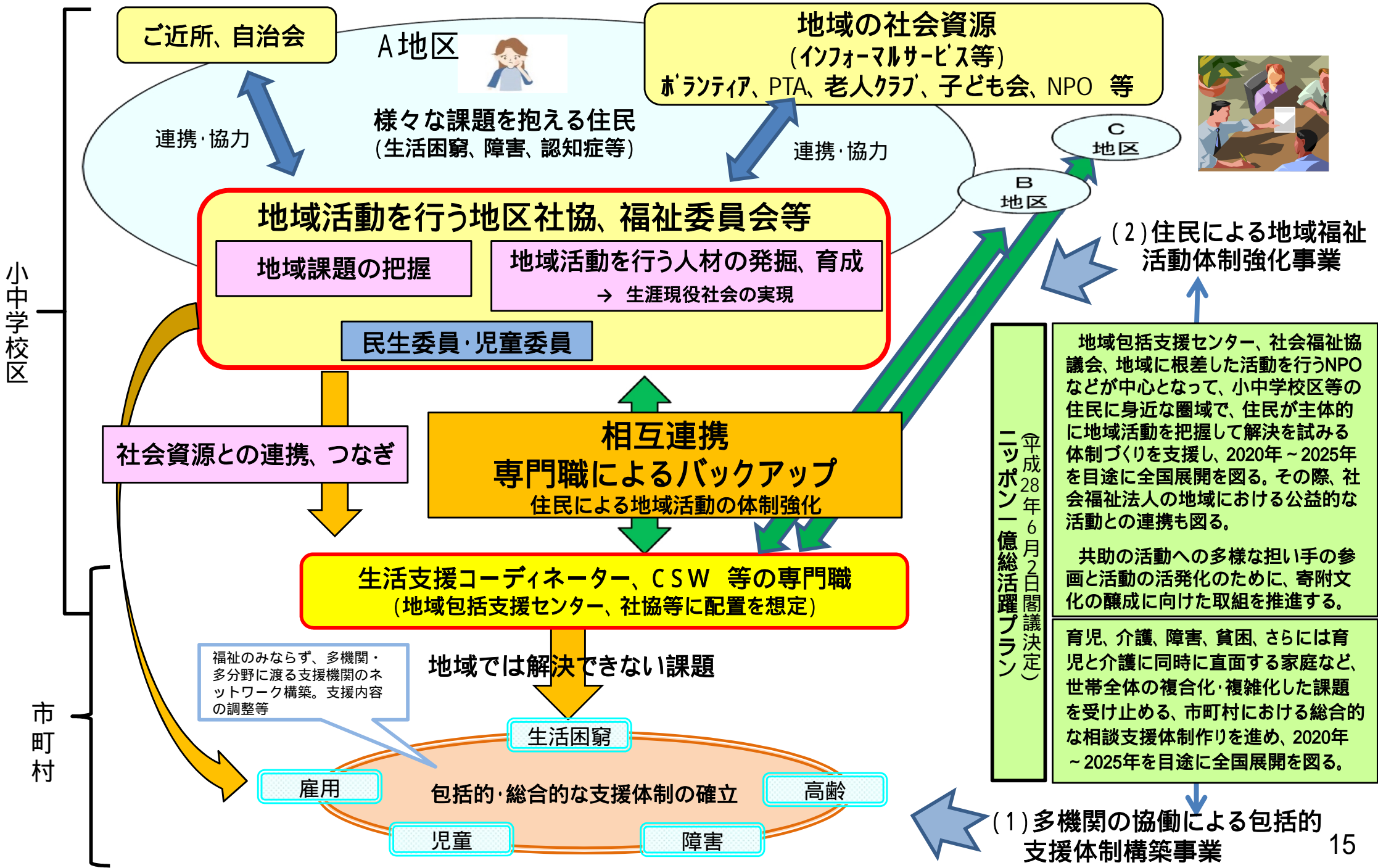


上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

地域福祉活動体制強化事業（仮称）の創設

参考

平成29年度概算要求額：3,000,585千円



相互連携、専門職によるバックアップの内容(例)

参考

住民による地域活動の体制強化のため、専門職()によるバックアップ体制を構築。

生活支援コーディネーター、CSW等

【期待される効果】

- ・「支える、支えられる」という一方的な関係でなく、「相互に支え合う」地域を構築
- ・住民の参加を広げ、地域の支える力を強化
- ・地域課題の早期発見、住民にとって身近な対応や地域の実情に応じた新たな活動、サービスの創造が可能
- ・住民が主体的に運営する体制の構築
- ・地域と市町村との連携による重層的な支援の仕組みの構築



【具体的なバックアップの例】

地域課題の把握のための支援(助言)

- ・住民組織等との意見交換や座談会といった場の設定
- ・地域の社会資源の把握
- ・地域課題の効果的な把握方法等の助言



地域活動を行う人材の発掘、育成

- ・住民組織等と協働し、住民の地域活動への参加促進(住民、商店街、企業等へのボランティアの呼びかけ、広報等)
- ・住民が、不安や負担感を持つことなく意欲的に地域活動に参加できるための学習会や研修の実施(継続、スキルアップ)

社会資源との連携、つなぎ

- ・行政の施策や、社会資源についての助言
- ・行政との情報交換、意見交換の場の設定



地域活動のための様々な助言、情報提供

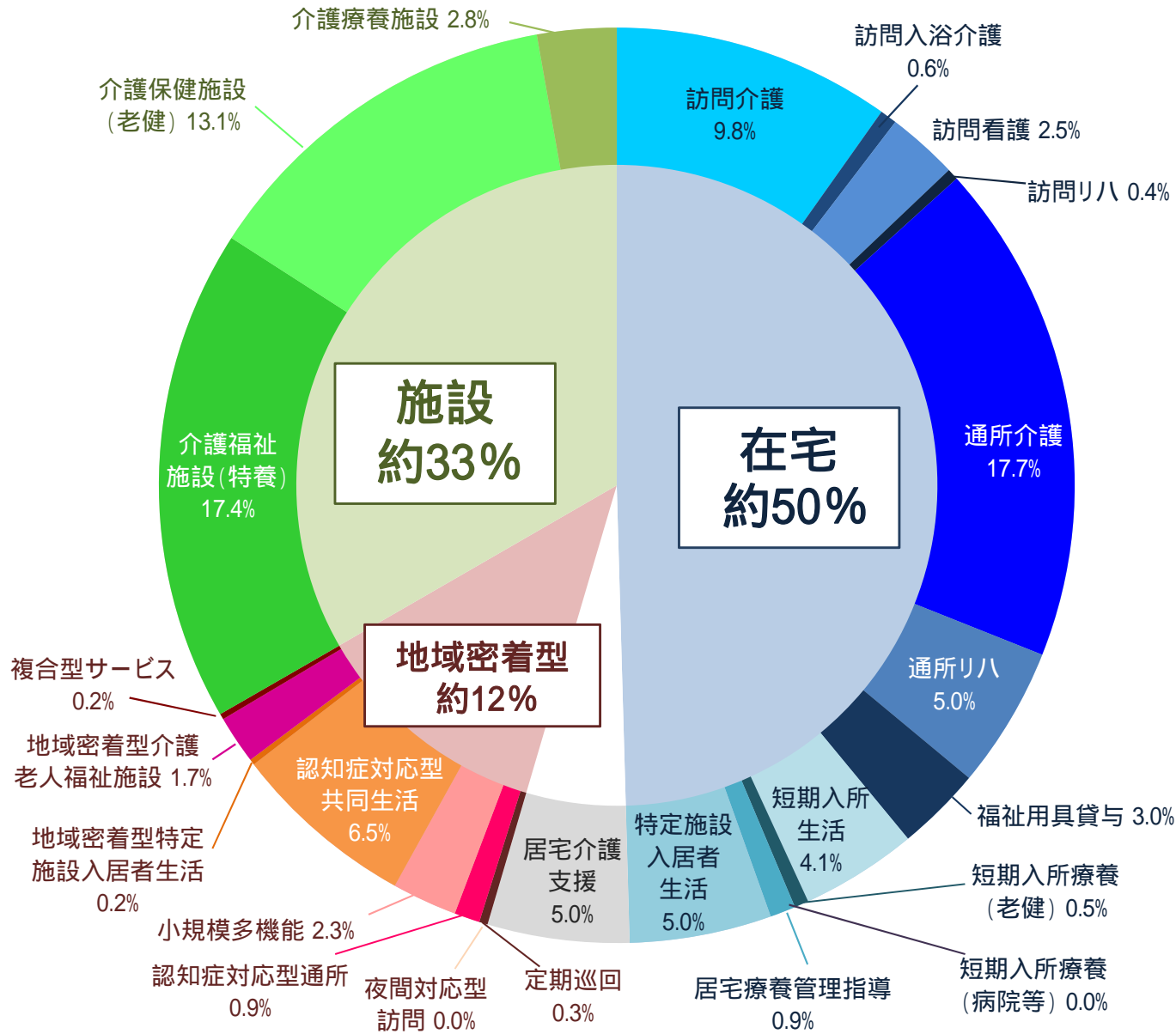
- ・活動拠点の場所の確保(公民館等公的施設、空家等の紹介)
- ・地域活動を行うための財源確保手段



リサイクルバザー、企業寄付、クラウドファンディング(不特定多数の者に対しインターネット等を通じて協力)やファンドレイジング(資金を個人、法人等から集める)手法の学習

介護保険サービス種類別費用額と請求事業所数

サービス種類別費用額



サービス種類別事業所数

訪問介護	60,929
訪問入浴介護	2,417
訪問看護	17,707
訪問リハビリテーション	6,460
通所介護	79,422
通所リハビリテーション	14,706
福祉用具貸与	13,825
短期入所生活介護	14,875
短期入所療養介護	4,639
居宅療養管理指導	40,806
特定施設入居者生活介護	8,527
計	264,313
在宅	
居宅介護支援・介護予防支援	44,175
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	633
夜間対応型訪問介護	182
認知症対応型通所介護	4,288
小規模多機能型居宅介護	8,372
認知症対応型共同生活介護	13,780
地域密着型特定施設入居者生活介護	292
地域密着型介護老人福祉施設サービス	1,949
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	309
計	29,805
施設	
介護老人福祉施設	7,558
介護老人保健施設	4,201
介護療養型医療施設	1,320
計	13,079
合計	351,372

事業者数は延べ数である。

障害福祉サービス等の体系 1

参考

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) <small>者 児</small>	162,762	19,273
	重度訪問介護 <small>者</small>	10,289	7,002
	同行援護 <small>者 児</small>	23,960	6,070
	行動援護 <small>者 児</small>	9,255	1,521
	重度障害者等包括支援 <small>者 児</small>	30	9
日中活動系	短期入所(ショートステイ) <small>者 児</small>	45,833	4,199
	療養介護 <small>者</small>	19,822	245
	生活介護 <small>者</small>	269,335	9,351
施設系	施設入所支援 <small>者</small>	131,075	2,608
居住系	共同生活援助(グループホーム) <small>者</small>	102,748	7,008
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) <small>者</small>	2,238	177
	自立訓練(生活訓練) <small>者</small>	11,916	1,181
	就労移行支援 <small>者</small>	31,324	3,120
	就労継続支援(A型=雇成型) <small>者</small>	58,852	3,205
	就労継続支援(B型) <small>者</small>	213,020	10,102

介護給付

訓練等給付

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成28年4月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系 2

参考

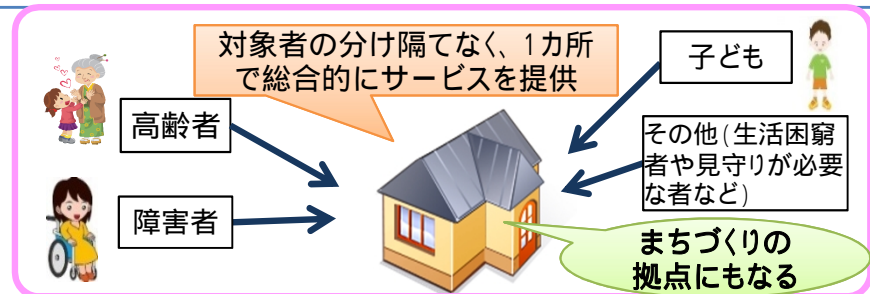
サービス名		利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 児	66,355	3,820
	医療型児童発達支援 児	2,154	97
	放課後等デイサービス 児	129,427	8,352
	保育所等訪問支援 児	1,755	344
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	1,595	189
	医療型障害児入所施設 児	1,932	185
相談支援系	計画相談支援 者 児	124,113	6,953
	障害児相談支援 児	46,181	3,514
	地域移行支援 者	460	277
	地域定着支援 者	2,435	463
		その他の給付	

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成28年4月サービス提供分の国保連データ。

ポイント

兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



明確化する事項

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の ~ の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

兼務可能な人員

・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等: 指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者(児)を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

参考

	概要	主な基準
生活介護	<p>介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するもの。</p>	<p>従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供するもの。</p>	<p>従業者：基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること その他：指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)</p>
短期入所	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するもの。</p>	<p>設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上 その他：基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して宿泊サービスを提供するものであること。 宿泊サービスの利用定員は、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービス利用者とは基準該当短期入所利用者の合計が、登録定員の3分の1から9人までの範囲内であること。 短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

基準該当自立訓練(機能訓練・生活訓練)の概要

参考

	概要	主な基準
自立訓練 (機能訓練)	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するもの。	従業者: 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 その他: 自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域においてより自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供するもの。	従業者: 基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)
自立訓練 (生活訓練)	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するもの。	従業者: 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 その他: 自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域においてより自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供するもの。	従業者: 基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)

基準該当児童発達支援・基準該当放課後等デイサービスの概要

参考

	概要	主な基準
児童発達支援	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するもの。	<p>従業者: 基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上</p> <p>設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>その他: 児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供するもの。	<p>従業者: 基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上</p> <p>設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)</p>
放課後等デイサービス	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するもの。	<p>従業者: 基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上</p> <p>設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>その他: 放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供するもの。	<p>従業者: 基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上</p> <p>設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)</p>

基準該当サービス（介護保険制度）の概要

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

【例】指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	不要（平成24年基準改定）
	生活相談員	常勤換算方法で利用者100人に1以上 1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	1人以上
	介護職員 又は 看護職員	常勤換算方法で利用者3人に1以上 1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	常勤換算方法で利用者3人に1以上
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	1人以上（利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）
利用定員等		（1）20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	利用定員は20人未満とする
		（2）併設事業所は20人未満に出来る	
設備等		廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積		1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡（平成24年基準改定）

基準該当短期入所生活介護は指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護又は社会福祉施設に併設しなければならない。

基準該当サービス（介護保険制度）の実施状況

実施保険者数		272 (17.2%)
内 訳 (重複あり)	居宅介護支援	64
	訪問介護	93
	同居家族に対するヘルパー派遣	8
	訪問入浴	46
	通所介護	73
	福祉用具貸与	27
	短期入所	137
	介護予防居宅介護支援	52
	介護予防訪問介護	68
	同居家族に対するヘルパー派遣	6
	介護予防訪問入浴	29
	介護予防通所介護	61
	介護予防福祉用具貸与	25
	介護予防短期入所	80

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(抄)

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(抄)

(社会保障審議会障害者部会 報告書) (平成27年12月14日)

各論点について

下線は事務局が付した

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

(1) 現状・課題

(障害福祉制度と介護保険制度)

一方、これまで障害福祉制度を利用してきた障害者が介護保険サービスを利用するに当たって以下のような課題が指摘されている。

- ・ 介護保険サービスを利用する場合、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の事業所を利用することになる場合がある。
- ・ 障害福祉制度の利用者負担は、これまでの軽減措置によって介護保険制度の利用者負担上限と異なっていることから、介護保険サービスを利用する場合、介護保険制度の利用者負担が生じる。
- ・ 障害福祉サービスについて市町村において適当と認める支給量が、介護保険の区分支給限度基準額の制約等から介護保険サービスのみによって確保することができない場合は、障害福祉制度による上乗せ支給がなされる取扱いとされているが、自治体によっては、障害福祉サービスの上乗せが十分に行われず、介護保険サービスの利用に伴って支給量が減少する要因となっている。

(2) 今後の取組

(障害福祉制度と介護保険制度の連携)

障害福祉サービスを利用してきた障害者が、相当する介護保険サービスを利用する場合も、それまで当該障害者を支援し続けてきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援を行うことができるよう、利用者や事業者にとって活用しやすい実効性のある制度となるよう留意しつつ、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

参考

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。

このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

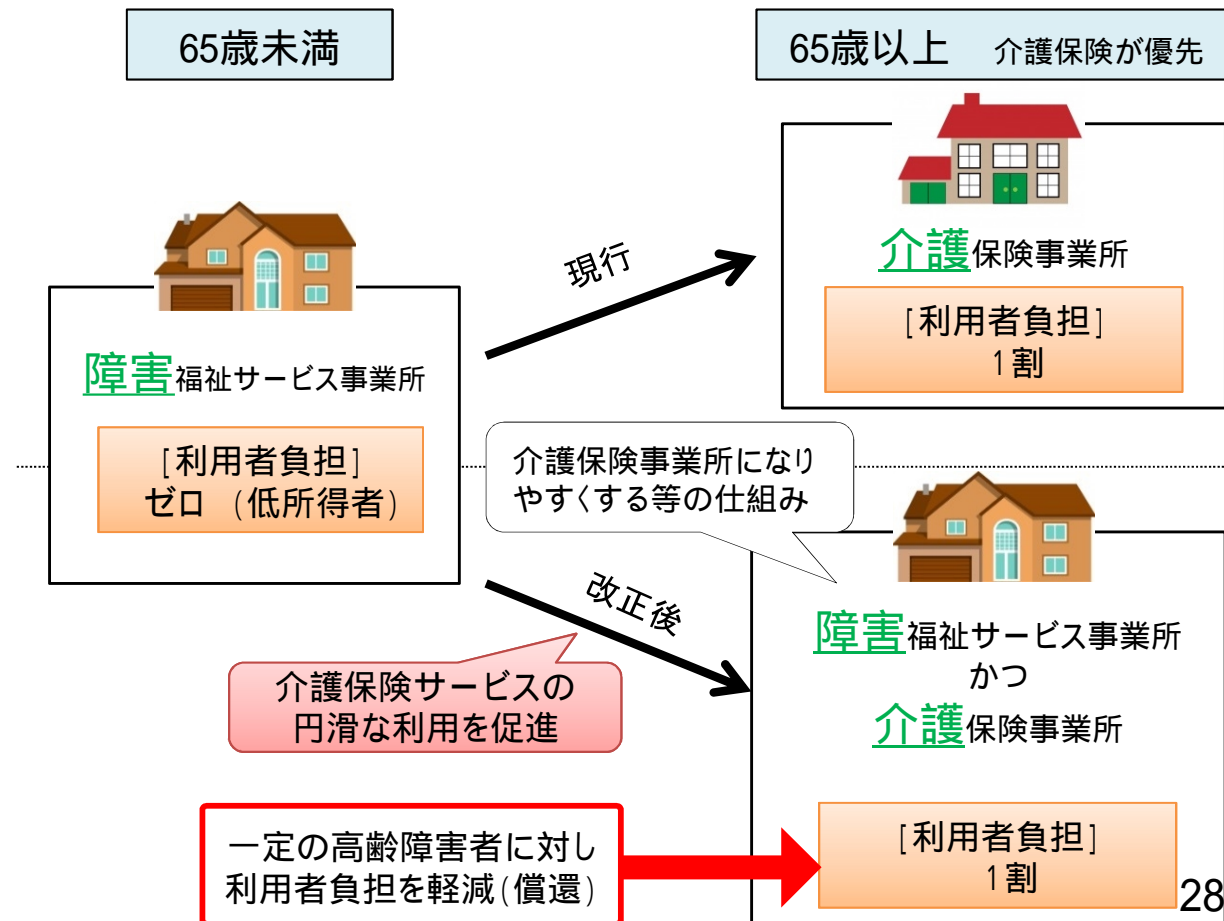
一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



障害者の高齢化について

障害者数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいる。

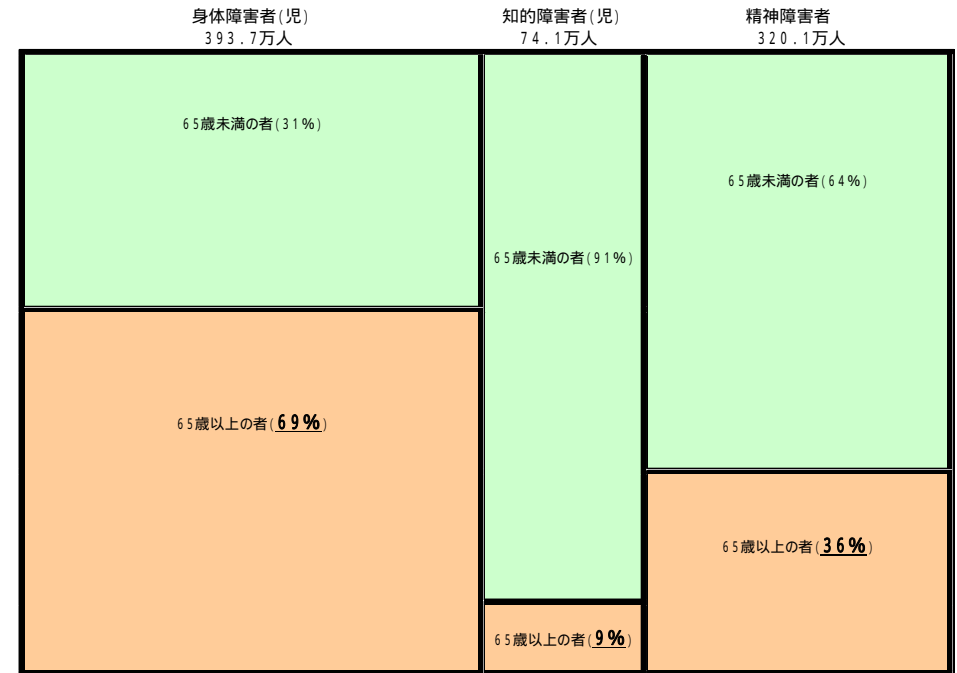
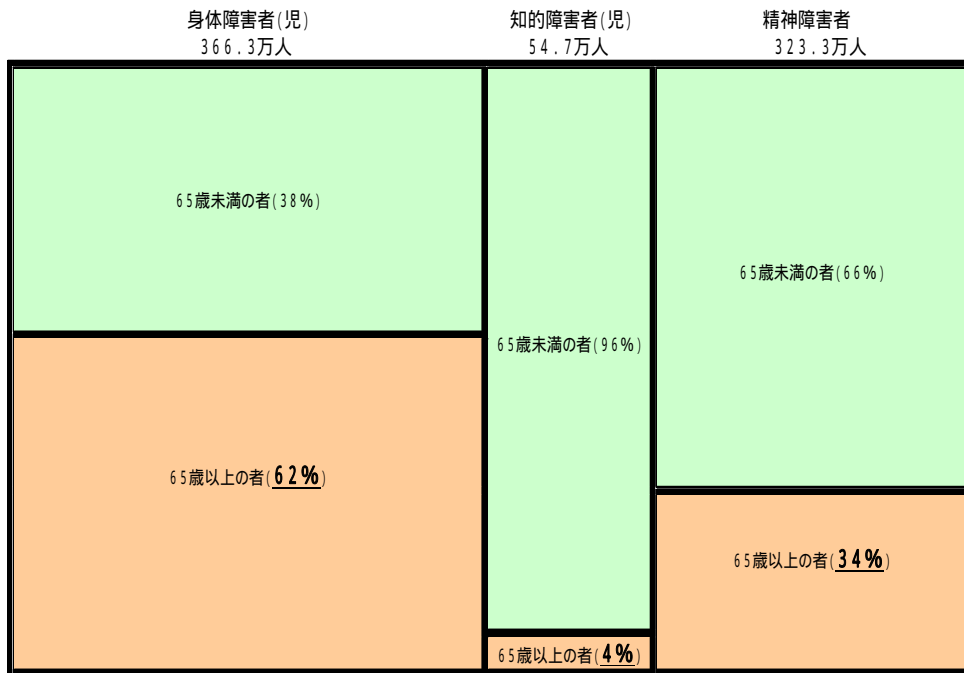
65歳以上の障害者の割合	46% → 50%	
うち身体障害者の割合	62% → 69%	(平成18年 → 平成21年(在宅)23年(施設))
うち知的障害者の割合	4% → 9%	(平成17年 → 平成23年)
うち精神障害者の割合	34% → 36%	(平成20年 → 平成23年)

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)

うち65歳未満 54%
うち65歳以上 46%

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)

うち65歳未満 50%
うち65歳以上 50%



身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。
平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。